

決 議 (案)

私立小、中、高等学校は、建学の精神の下、時代の進展と社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、わが国の公教育の発展に寄与してきました。

現在、わが国では、社会の持続的な成長・発展のため、国民の能力向上、とりわけ新しい時代に求められる人材の育成強化を目的として様々な教育改革が進められ、そのためにグローバル化への対応やITC化の推進を基本に据えた「新しい教育」が国により主導されています。

このような中で、私立小、中、高等学校が、引き続きわが国の公教育の発展と健全性の維持に貢献して行くためには、経常費助成の拡充強化はもとより、子供たちの教育環境の整備、特に学校施設の耐震対策について、私立学校が未だ80%程度に止まっている現状に鑑み、国の責務として、学校設置者や学校種、学校所在地、居住地などの違いを越えた財政支援の拡充が急務であります。

つきましては、本日ここに、私立学校関係者並びに保護者の総意において、公教育における公私間の様々な格差の是正を目指し、下記の事項について決議し、その速やかな実現を期するものであります。

記

- 一、私立学校振興助成法の目的に基づき、私立学校の経営の健全化、保護者負担の軽減及び教育諸条件や施設設備の整備のため、所要の補助金等の大幅な拡充を図ること
- 一、私立学校施設の耐震化を早期に完了するため、所要の補助金等の大幅な拡充を図ること
- 一、公私間での公費支出や保護者の教育費負担の格差是正のため、高等学校等就学支援金制度の拡充を図ること
- 一、私立義務教育学校に通う子供たちへの教育費負担軽減のため、先ずは、私立中学校生徒への公的支援制度を創設すること
- 一、私立学校が国の主導する「新しい教育」を円滑に実施するため、新たな補助制度の導入に向けて、関連補助金の整備・拡充等を検討すること

平成27年12月1日

私学振興全国大会